

厚生労働省ホームページ案内



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

兵庫県下労働基準監督署

おこわり... ホームページの仕様・内容は予告なく変更される場合があります

厚生労働省労働基準局広報キャラクター
たしかめたん

(R8.7)

【パソコンはこちらから】トップページを表示、スクロールして、「どんな情報をお求めですか」の、「個人・事業主の支援情報」⇒「仕事に関する支援」をクリック

「テーマ別にさがす」、「政策分野別にさがす」、「雇用・労働」の ▶ 労働基準 をクリック

スクロールして、「施策情報」にある、

▶ 安全・衛生 をクリック

【スマホはこちらから】

＜クリック後、「安全・衛生」のページをお気に入り登録されることをおすすめします＞



安全衛生関係の資料、教材については、
労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう
の【リーフレット】3種類

下にスクロールして、「施策紹介」のうち、
安全衛生に関する総合情報、安全衛生統計

▶ 安全衛生に関する総合情報 (職場のあんぜんサイト)

▶ 安全衛生関係リーフレット等一覧

分野別情報 の各ページ

から入っていただき、掲載されている
リーフレット、資料、教材を活用してください。

・「リスクアセスメント等関連資料・教材一覧」(※主に製造業、サービス業、運輸業

及び建設業向け)はこちら

・「高年齢労働者の安全衛生対策について」はこちら



安全衛生関係の申請・届出・報告様式については、

施策紹介 のうち

申請など手続き

▶ 労働安全衛生法関係主要様式

から入っていただき、必要な様式をダウンロードしてください。



上記様式のうち、電子申請が義務化されている下記各種報告書については、特設ページをクリックして厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」へ進んで、電子申請を行ってください。

- ・「労働者死傷病報告(死亡・休業4日以上/休業4日未満)」
- ・各種「健康診断結果報告書」(一部を除く)
- ・「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」
- ・「総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告」

これら以外の「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」にリンクしている様式は、パソコンで報告書が作成できます。なお、作成した報告書を印刷して労働基準監督署へ届け出る必要があります。労働基準監督署で機械で読み取る様式の印刷については、掲載されている注意事項をよくお読みいただいて実行してください。コピーは使用不可ですので、その都度縮小範囲にご留意の上印刷して使用してください。電子申請のできるものは電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

電子申請について詳しくはこちらからご確認ください。



「職場における熱中症ポータルサイト」はこちら

過重労働による健康障害防止

・メンタルヘルス対策については、

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」のパンフ

レット・リーフレットコーナーへ



特に、「職場のあんぜんサイト」に掲載の、

・「化学物質のリスクアセスメント実施支援」(上部右の「化学物質」のボックスから入れます)

・各言語の各種教材・ツール(14か国語)(トップページのグレーの囲みの中の各言語をクリック)

・「転倒災害防止対策の推進について」

・「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」(※第三次産業向けです)

・「交通労働災害の現状と防止対策」

また、安全衛生関係リーフレット等一覧に掲載の、

・「はしごを使う前に/脚立を使う前に」

・「自動車運転者の「安全確保の徹底」にご協力をお願いします！」(※陸上貨物運送事業者向けのリーフレットもあります)

・「職場における新たな化学物質規制が導入されます」

等を積極的に活用し、労働者が安全で健康に働くことができる職場を作りましょう。

労働安全衛生法に定める
時間外・休日労働時間数の算定について
<いわゆる残業時間や休出時間とは異なります!!>

1月の総労働時間数
＝労働時間数(所定労働時間数)＋延長時間数(時間外労働時間数)＋休日労働時間数

1月の時間外・休日労働時間数
＝1月の総労働時間数－(計算期間1月間の総暦日数／7)×40

1月の総労働時間数は、実際に労働した時間の足し算なのでわかりやすい。

しかし、
1月の総労働時間から引き算する、
「(計算期間1月間の総暦日数／7)×40」って？

たとえば、計算期間1月間の総暦日数が31日の場合、
 $31 \div 7 \times 40 = 177.14$ 時間 (177時間8分)
となります。

これが計算の回答です。覚えてください！！

- 総暦日数31日: 177.14時間 (177時間08分)
- 総暦日数30日: 171.42時間 (171時間25分)
- 総暦日数29日: 165.71時間 (165時間42分)
- 総暦日数28日: 160.00時間 (160時間00分)

<注意点>

○ 「(計算期間1月間の総暦日数／7)×40」は引き算の「引く数」となりますので、**切り上げは絶対にしない**。(労働者にとって不利となるため)

たとえば、総暦日数31日の場合、総労働時間数258時間だったら、177.14時間を引かずに178時間を引いたら、**時間外・休日労働時間数**が月80時間となり、月80時間を超えないこととなってしまいます。(本来は、**80.86時間**となり、月80時間を超えている。)

○ たとえば 計算期間が前月21日から当月20日までの場合で、4月21日から5月20日までを考えた場合、「5月分」と扱っているとしても、**総暦日数は30日**であり、過って「177.14時間」を引かずに、「171.42時間」を引いてください。

たとえば、Aさんの総労働時間数が255時間だった場合、**255時間から171.42時間を引くと83.58時間**となり**時間外・休日労働時間数**が月80時間を超えているが、177.14時間を引いたら77.86時間となってしまい、月80時間を超えていないという誤った扱いとなり、正しい時間外・休日労働時間数の把握ができなくなります。

1月の時間外・休日労働時間数の算定ができれば、

- 80時間を超える労働者本人に対し、当該超えた時間に関する情報を通知産業医へ、労働者氏名、超えた時間の方法を提供、産業医から面接指導の申出勧奨
 - 申出のあった労働者に対し、医師の面接指導を実施(記録作成、5年保存)
 - 面接指導結果について医師からの意見聴取、事後措置の実施
- の順に、過重労働による健康障害防止対策を行ってください。

本記載について詳しくは、「過重労働による健康障害を防ぐために」をご覧ください。

